

目次

第1章 知的財産権制度と著作権制度	1
1.1 知的財産権とは何か	2
1.2 物権と知的財産権の関係	3
1.2.1 無体物としての面に対する排他的支配権 3 / 1.2.2 権利の発生 4 / 1.2.3 権利の帰属主体 4 / 1.2.4 権利の消滅 5 / 1.2.5 両権利が 相互に与えあう影響 5	
1.3 知的財産権制度の目的	6
1.3.1 知的財産権制度とインセンティブ論 6 / 1.3.2 インセンティブ付与 の限界 8 / 1.3.3 他の考え方——自然権論 9	
1.4 著作権制度の存在理由と目的	10
1.4.1 著作権制度の存在理由 10 / 1.4.2 著作権法の目的 10 / 1.4.3 特許法等との比較 11	
1.5 著作権法上の権利	12
1.5.1 著作権法上の権利——「著作者の権利」と「隣接する権利」 12 / 1.5.2 著作権法上の権利と本法の構成 14	
1.6 著作者の権利の概要——著作者人格権と著作権	15
1.6.1 著作者の権利と法第2章 15 / 1.6.2 著作者の権利の内容 16 / 1.6.3 著作者人格権と著作権の関係 18 / 1.6.4 法第2章の概要 18	
1.7 「隣接する権利」の概要	19
1.7.1 「隣接する権利」と法第4章 19 / 1.7.2 「隣接する権利」の内容 19 / 1.7.3 法第4章の概要 21	
1.8 著作権法上の権利に共通する特徴	21
1.8.1 無方式主義 21 / 1.8.2 相対的独占権 22 / 1.8.3 本法の保護対 象外となる利用行為と一般不法行為責任 23	
1.9 著作権制度の生成・発展過程と条約	24
1.9.1 著作権制度と条約 24 / 1.9.2 活版印刷技術と出版特許制度 25 / 1.9.3 近代的な著作権制度の誕生 26 / 1.9.4 ベルヌ条約 27 / 1.9.5 万国著作権条約 28 / 1.9.6 ローマ条約（実演家等保護条約）・レコード保護 条約 29 / 1.9.7 TRIPS協定 29 / 1.9.8 WIPO著作権条約とWIPO実 演・レコード条約 30 / 1.9.9 現状における国際的な枠組み 31	
第2章 著作者の権利の客体（目的）——著作物	33
2.1 総論	34
2.1.1 本法において「著作物」概念が占める地位 34 / 2.1.2 本法によって 著作者の権利の客体（目的）となる著作物 34	
2.2 著作物の定義（2条1項1号）	35
2.2.1 著作物の定義の概要 35 / 2.2.2 思想又は感情 38 / 2.2.3 表	

現 39 / 2.2.4 創作性 42 / 2.2.5 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの 50 / 2.2.6 著作物性に関するまとめ——具体的な創作的表現 50	
2.3 著作物の例示 (10条1項).....	51
2.3.1 総説 51 / 2.3.2 言語の著作物 (10条1項1号) 53 / 2.3.3 音楽の著作物 (10条1項2号) 55 / 2.3.4 舞踊・無言劇の著作物 (10条1項3号) 56 / 2.3.5 美術の著作物 (10条1項4号) 57 / 2.3.6 建築の著作物 (10条1項5号) 63 / 2.3.7 図形の著作物 (10条1項6号) 66 / 2.3.8 映画の著作物 (10条1項7号) 69 / 2.3.9 写真の著作物 (10条1項8号) 70 / 2.3.10 プログラムの著作物 (10条1項9号) 74	
2.4 特殊の著作物.....	79
2.4.1 総説 79 / 2.4.2 二次的著作物 79 / 2.4.3 編集著作物 (12条) 87 / 2.4.4 データベースの著作物 (12条の2) 92	
2.5 保護を受ける著作物の範囲 (6条).....	96
2.5.1 保護を受ける著作物——総説 96 / 2.5.2 日本国民の著作物 (1号)——国籍の条件 96 / 2.5.3 最初に日本国内で発行された著作物 (2号)——発行地の条件 97 / 2.5.4 条約によりわが国が保護の義務を負う著作物 (3号)——条約の条件 98	
2.6 権利の目的とならない著作物 (13条).....	98
2.6.1 総説 98 / 2.6.2 憲法その他の法令 (1号) 99 / 2.6.3 告示・訓令・通達等 (2号) 100 / 2.6.4 判決等 (3号) 100 / 2.6.5 公的部門が作成する3号までの翻訳物・編集物 (4号) 101	
2.7 デジタル技術と著作物.....	101
2.7.1 総説 101 / 2.7.2 電子計算機への対応 102 / 2.7.3 情報ネットワークへの対応 103	
2.8 本法によって保護されない作品と一般不法行為責任.....	104
2.8.1 一般不法行為責任の成否 104 / 2.8.2 一般不法行為責任の成立要件 105	
第3章 著作者の権利の帰属主体——著作者と著作権者	107
3.1 著作者と著作権者.....	108
3.2 著作者.....	109
3.2.1 著作者に関する本法上の規定 109 / 3.2.2 著作者の意義 (2条1項2号) 109 / 3.2.3 著作者の推定 (14条・75条3項) 114 / 3.2.4 職務著作 (15条) 114	
3.3 著作権者.....	119
3.3.1 著作権者の定義 119 / 3.3.2 合意による著作権の原始的帰属 119	
3.4 著作者・著作権者が複数である場合.....	120
3.4.1 単独著作物と共同著作物 120 / 3.4.2 共同著作物等の権利行使 122	
3.5 映画著作物の著作者・著作権者.....	126
3.5.1 映画著作物の特殊性 126 / 3.5.2 映画著作物の著作者 (16条) 127 / 3.5.3 映画著作物の著作権者 (29条) 129 / 3.5.4 クラシカルオー	

サーに対する権利処理 132

第4章 著作者の権利1——著作権 ……………	135
4.1 著作権総論……………	136
4.1.1 著作権と支分権 136 /4.1.2 支分権の基本構造 137 /4.1.3 著作権の制限規定との関係 145	
4.2 著作権各論——各種の支分権……………	146
4.2.1 複製権 (21条) 146 /4.2.2 上演権・演奏権 (22条) 148 /4.2.3 上映権 (22条の2) 152 /4.2.4 公衆送信権 (23条1項) 153 /4.2.5 公に伝達する権利 (23条2項) 159 /4.2.6 口述権 (24条) 162 /4.2.7 展示権 (25条) 164 /4.2.8 頒布権 (26条) 167 /4.2.9 譲渡権 (26条の2) 170 /4.2.10 貸与権 (26条の3) 176 /4.2.11 二次的著作物を作成する権利 (27条) 179 /4.2.12 二次的著作物の利用に関する原著者の権利 (28条) 180	
4.3 みなし侵害規定 (113条)——著作権等が及ぶ範囲の実質的拡張……………	182
4.3.1 総説 182 /4.3.2 輸入時において国内で作成されたとすれば本法上の権利侵害となるべき行為により作成された物の輸入行為 (1項1号) 182 /4.3.3 権利侵害物を、情を知って、頒布し、頒布の目的をもって所持し、若しくは頒布の申出をする等の行為 (1項2号) 184 /4.3.4 侵害著作物等利用容易化 (2項)——侵害コンテンツへのリンク提供 186 /4.3.5 侵害著作物等利用容易化防止措置の懈怠 (3項)——リーチサイト運営者等のリンク提供放置 188 /4.3.6 プログラムの違法複製物を業務上電子計算機において使用する行為 (5項) 189 /4.3.7 技術的利用制限手段の回避 (6項) 190 /4.3.8 回避機能を有する指令符号の提供等 (7項) 191 /4.3.9 権利管理情報の改変行為等 (8項) 193 /4.3.10 実演家・レコード製作者の二次使用料・貸与報酬請求権との関係 (9項) 195 /4.3.11 商業用レコードの還流防止措置 (10項) 196 /4.3.12 名誉声望を害する方法による利用 (11項) 198	
4.4 著作権の制限……………	198
4.4.1 制限規定の基礎理論 198 /4.4.2 私的使用のための複製 (30条) 209 /4.4.3 付随対象著作物の利用 (30条の2) 217 /4.4.4 検討の過程における利用 (30条の3) 218 /4.4.5 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 (30条の4) 219 /4.4.6 図書館等における複製等 (31条) 223 /4.4.7 引用 (32条1項) 230 /4.4.8 官公広報資料の転載 (32条2項) 233 /4.4.9 教科用図書等への掲載等 (33条・33条の2) 235 /4.4.10 教科用拡大図書等の作成のための複製等 (33条の3) 237 /4.4.11 学校教育番組の放送等 (34条) 239 /4.4.12 学校その他の教育機関における複製等 (35条) 241 /4.4.13 試験問題としての複製等 (36条) 244 /4.4.14 視覚障害者等のための複製等 (37条) 245 /4.4.15 聴覚障害者等のための複製等 (37条の2) 250 /4.4.16 営利を目的としない上演等	

(38条) 251 /4.4.17 時事論説の転載等 (39条) 255 /4.4.18 政治上の演説等の利用 (40条) 256 /4.4.19 時事の事件の報道のための利用 (41条) 258 /4.4.20 裁判手続等における複製 (42条) 259 /4.4.21 行政機関情報公開法等による開示のための利用 (42条の2) 260 /4.4.22 公文書管理法等による保存等のための利用 (42条の3) 260 /4.4.23 国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製 (43条) 261 /4.4.24 放送事業者等による一時的固定 (44条) 262 /4.4.25 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条) 264 /4.4.26 公開の美術の著作物等の利用 (46条) 264 /4.4.27 美術の著作物等の展示に伴う複製等 (47条) 265 /4.4.28 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等 (47条の2) 268 /4.4.29 プログラム著作物の複製物の所有者による複製等 (47条の3) 269 /4.4.30 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等 (47条の4) 270 /4.4.31 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等 (47条の5) 278 /4.4.32 その他の包括的規定 (47条の6～50条) 282	
4.5 存続期間 (保護期間)	282
4.5.1 原則 282 /4.5.2 無名・変名の著作物の著作権の存続期間 (52条) 283 /4.5.3 団体名義の著作物の存続期間 (53条) 284 /4.5.4 映画著作物の存続期間 (54条) 285 /4.5.5 継続的刊行物等の公表の時 (56条) 285 /4.5.6 存続期間の計算方法 (57条) 285 /4.5.7 条約により保護すべき著作物の著作権の存続期間 (58条等) 287	
4.6 著作権の消滅	288
4.7 著作権等に関する登録制度	289
4.7.1 登録制度 289 /4.7.2 登録手続等 290	
4.8 電子計算機・情報ネットワークに対する著作権制度の対応	291
4.8.1 対応の概要 291 /4.8.2 ネットを用いた侵害への対応 291 /4.8.3 ネットの利便性享受への本法の適合化 293 /4.8.4 今後の展望 294	
第5章 著作者の権利2——著作者人格権	295
5.1 著作者人格権——総論	296
5.1.1 著作者人格権の意義 296 /5.1.2 一身専属性 298 /5.1.3 著作権との関係 299	
5.2 公表権 (18条)	299
5.2.1 意義 299 /5.2.2 対象著作物——自己の未公表著作物とその二次的著作物 300 /5.2.3 権利の内容——公衆への提供・提示とその条件の決定 302 /5.2.4 著作者の同意推定規定 (2項) 303 /5.2.5 みなし同意規定 (3項)・適用除外規定 (4項) 304	
5.3 氏名表示権 (19条)	306
5.3.1 意義 306 /5.3.2 対象著作物——自己の著作物とその二次的著作物 307 /5.3.3 権利の内容——著作者名の表示・非表示等の決定 308 /	

5.3.4	すでに著作者が著作物に著作者名を表示している場合（2項）	311	/
5.3.5	著作者名の表示を省略しうる場合（3項）	311	/
5.3.6	著作者の同意がある場合	312	/
5.3.7	情報公開法制・公文書管理法制との調整	312	
5.4	同一性保持権（20条）	312	
5.4.1	意義	312	/
5.4.2	対象——著作物及びその題号	314	/
5.4.3	権利の内容——意に反する改変の禁止	314	/
5.4.4	同一性保持権の制限規定	317	
5.5	名誉声望侵害みなし規定（113条11項）	320	
5.5.1	意義	320	/
5.5.2	要件・効果	320	
5.6	著作者の死亡等と著作者人格権	321	
5.6.1	死後等における著作者人格権侵害相当行為の禁止（60条）	321	/
5.6.2	死後における人格的利益の保護のための措置（116条）	322	/
5.6.3	人格権侵害に基づく損害賠償請求権と著作者等の死亡	324	
5.7	著作者人格権と電子計算機・情報ネットワーク	325	

第6章	著作隣接権等	327	
6.1	概要	328	
6.1.1	「隣接する権利」（1条）の意義	328	/
6.1.2	権利の内容	329	/
6.1.3	無方式主義	331	/
6.1.4	権利が及ぶ範囲の特徴	331	/
6.1.5	権利の制限	331	/
6.1.6	著作物・著作者の権利との関係	333	
6.2	実演家の権利	333	
6.2.1	概要	333	/
6.2.2	権利の客体——実演の意義（2条1項3号）	334	/
6.2.3	権利の帰属主体——実演家の意義（2条1項4号）	335	/
6.2.4	権利内容の概要	336	/
6.2.5	実演家人格権	336	/
6.2.6	実演家の財産権	338	
6.3	レコード製作者の権利	351	
6.3.1	概要	351	/
6.3.2	権利の客体——レコードの意義（2条1項5号）	352	/
6.3.3	権利の主体——レコード製作者の意義（2条1項6号）	353	/
6.3.4	権利内容の概要	354	/
6.3.5	著作隣接権（禁止権）	355	/
6.3.6	報酬・二次使用料請求権	357	/
6.3.7	権利の制限	357	
6.4	放送事業者の権利	358	
6.4.1	概要	358	/
6.4.2	権利の客体——放送の意義（2条1項8号）	359	/
6.4.3	権利の主体——放送事業者の意義（2条1項9号）	360	/
6.4.4	権利の内容——著作隣接権（禁止権）	360	
6.5	有線放送事業者の権利	363	
6.5.1	概要	363	/
6.5.2	権利の客体——有線放送の意義（2条1項9号の2）	364	/
6.5.3	権利の主体——有線放送事業者の意義（2条1項9号の3）	365	/
6.5.4	権利の内容——著作隣接権（禁止権）	365	
6.6	存続期間（保護期間）	366	

第7章 著作権上の権利処理と契約実務	367
7.1 著作物等の利用と権利処理	368
7.1.1 権利処理の必要性 368 / 7.1.2 本法上の権利処理の概要 368	
7.2 権利処理の枠組み	369
7.2.1 著作者の権利に関する処理の枠組み 369 / 7.2.2 著作隣接権者の権利に関する処理の枠組み 371	
7.3 著作権・隣接権の処理——譲渡と利用許諾	373
7.3.1 総説 373 / 7.3.2 著作権・著作隣接権の譲渡 (61条・103条) 376 / 7.3.3 著作物・実演等の利用許諾 (63条・63条の2・103条) 381 / 7.3.4 裁定による著作物の利用 (強制許諾) 388 / 7.3.5 出版権の設定 392	
7.4 著作者人格権・実演家人格権の処理——同意	396
7.4.1 総説 396 / 7.4.2 公表権の処理 (18条1項) 397 / 7.4.3 氏名表示権の処理 (19条1項) 398 / 7.4.4 同一性保持権の処理 (20条1項) 398 / 7.4.5 著作者人格権の包括的不行使特約 398	
7.5 集中管理等	399
7.5.1 著作権等管理事業 399 / 7.5.2 知的財産権信託 400	
7.6 著作物作成契約	401
7.7 担保権設定契約	402
7.7.1 質権 402 / 7.7.2 譲渡担保 402	
第8章 権利侵害と救済——侵害訴訟の理論と実務	403
8.1 権利侵害に対する民事的救済方法	404
8.1.1 権利侵害と救済 404 / 8.1.2 権利侵害と本法の構造 404 / 8.1.3 権利侵害に対する民事的救済方法の種類 405	
8.2 請求の当事者	409
8.2.1 被侵害者 (請求権者) 409 / 8.2.2 侵害者 (被請求者) 416	
8.3 裁判管轄等	423
8.3.1 国内裁判管轄 423 / 8.3.2 国際裁判管轄と準拠法 425 / 8.3.3 訴額の算定基準 427	
8.4 各請求権に共通する請求原因事実	428
8.4.1 概要 428 / 8.4.2 共通の請求原因事実 429 / 8.4.3 著作物性及び権利取得原因 429 / 8.4.4 権利侵害 (おそれのある) 行為 438 / 8.4.5 判断の順序——二段階テストと濾過テスト 454 / 8.4.6 著作隣接権者の権利侵害と請求原因事実 454 / 8.4.7 侵害の立証に関する制度 455	
8.5 差止請求権 (112条)	459
8.5.1 意義 459 / 8.5.2 対象となる権利と当事者 460 / 8.5.3 請求の趣旨及び主文 461 / 8.5.4 請求原因事実 462 / 8.5.5 侵害 (おそれ) の存在 463 / 8.5.6 差止めの範囲 464 / 8.5.7 判決の執行方法 465 / 8.5.8 廃棄等措置請求権 (112条2項) 465	
8.6 損害賠償請求権	468

8.6.1 概説	468	8.6.2 故意・過失	470	8.6.3 損害・因果関係	
	475	8.6.4 抗弁	494		
8.7 名誉回復等措置請求権（115条）	495				
8.7.1 総説	495	8.7.2 要件	495		
8.8 不当利得返還請求権	499				
8.8.1 意義	499	8.8.2 請求原因事実	499		
8.9 侵害訴訟の審理	501				
8.9.1 概要	501	8.9.2 閲覧等制限の申立て	502	8.9.3 秘密保持命令	502
8.10 紛争解決あっせん制度（法第6章）	505				
8.10.1 意義	505	8.10.2 手続	506		
8.11 権利侵害に対する刑事的救済方法（法第8章）	507				
8.11.1 意義	507	8.11.2 119条が定める罰則	508	8.11.3 120条以下が定める罰則	511
8.12 本法以外の救済方法——関税法に基づく税関における輸入排除	513				
・判例索引	515				
・事項索引	529				